

すてっぶだより

第32号 2021年1月

巻頭言

被害者に寄り添う姿勢を



すてっぶぐんま理事
上毛新聞社編集局長 小淵紀久男

新聞社に勤務して30年余りになる。職業柄、事件や事故の被害者と対することが多い。果たして被害者に寄り添った取材や報道をしてきたのだろうか。この度、被害者支援団体に関わることになり、改めてそんな思いが浮かんできた。

記者になりたての頃、前年に行方不明になっていた小2少女が白骨体で見つかった。在京テレビ局も押しかけてきて、被害者宅前でリポーターが情感たっぷりに中継を始めた。初めての経験だったので、何事かと思ひながら眺めた。そして、話題性のある事件にマスコミが集中する一端を垣間見た。

その後、全国的に関心と呼ぶ大きな事件の際にマスコミが集中して過熱報道をする「メディアスクラム」が社会的な問題になった。被害者の生活がさらされたり、遺族や家族が追いかけてまわされたりして大きな批判を呼んだ。

今でも大きな事件が起これば報道陣が殺到する。ただ、メディアスクラムになることが懸念される場合などに、それを避けるために報道側が話し合って代表取材にしたりするケースもあり、取材対応を改善する取り組みが続けられている。

もう一つ、体験を書く。若手の頃、交通死亡事故が発生すると、亡くなった被害者の顔写真を新聞に掲載していた。当時は県内で死亡事故が年間200件近くあり、写真を掲載することで事故の悲惨さを読者に訴え事故抑止につなげるという考え方だった。

現場で事故の取材を終えると、被害者の自宅を訪

ねて遺族らに写真掲載への協力をお願いした。取り込み中の遺族に迷惑がられることも多かったが、時には故人に関する貴重な情報を語って聞

かせてくれることもあった。突然の事故で家族を失い、悲嘆にくれる様子に打ちのめされたりもした。

顔写真の件はともかくとして、よくある交通事故でも被害者がいて、家族にとっては一大事である。被害者の家族らと接することで、そんな当たり前のことを認識させられた。

犯罪などの被害者とその家族を支える機運を高めるため、県は「犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定を進めている。素案を公表し、1月7日まで意見を募集した。2月に開会する県議会に条例案を提案し、4月施行を目指す。条例の検討には、すてっぶぐんまからも小磯理事長が加わった。

素案では、犯罪などによる直接的な被害の後に受ける二次被害として、インターネット等を通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷などとともに、「報道機関による過剰な取材等」と例示されている。

条例でうたっている「寄り添い支援」につながるような取材や報道が求められよう。この機会に改めて考えたい。また、被害者支援や二次被害防止の重要性について県民の理解を深める取り組みにも、情報発信を仕事とする者として寄与していきたい。



被害者支援センターすてっぶぐんま
理事長 小磯正康
スタッフ一同

顧問就任ごあいさつ



群馬県警察本部長 千代延 晃平

新年明けましておめでとうございます。
昨年8月21日付けで群馬県警察本部長に着任した千代延でございます。

公益社団法人被害者支援センターすてっぴぐんまの皆様には、御家族共々輝かしい新年を迎えられたことと謹んでお慶び申し上げます。

また、平素から、警察行政各般にわたり御理解と御協力を賜りますとともに、被害者支援活動に御尽力いただいていることに対しまして、心より御礼申し上げます。

私が着任してから、早くも4か月が経過いたしました。豊かな自然や歴史、文化遺産などの観光資源が豊富な群馬県で勤務できることに感謝するとともに、日夜、「安全安心を誇れる群馬県の実現」に向け、各種警察業務に邁進しているところです。

さて、被害者支援につきましては、現在、政府では第4

次犯罪被害者等基本計画の策定に取り組んでおり、また、本県では被害者支援条例の制定に向けた取組が進められているところであります。

社会全体の被害者支援に対する気運は、今後益々高まるとともに、被害者を支援する制度や体制が大きく前進するものと思われまます。

警察においては、被害者に対する支援を被害直後から行っておりますが、被害者の様々なニーズに対する適切な支援と切れ目のない継続的な支援を行うには、警察だけで全てに対応できるものではなく、行政や関係機関・団体との緊密な連携が必要不可欠であります。

貴センターには、犯罪被害者等早期援助団体として、警察から繋いだ多くの被害者の付添支援や面接相談、カウンセリングによる支援等、被害者の回復に向けた中・長期的な対応をさせていただいております。そのきめ細やかで温かい対応と適切な支援に対しまして、深く感謝の意を表する次第です。警察も一丸となり被害者支援に取り組んで参りますので、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、貴センターの益々の御発展と皆様方の御活躍、御健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

活動報告 2020.7.1~12.31

センターの活動報告 ★Saveぐんま関連の支援・事業です

直接支援(回数)

- | | |
|----------------|--------------|
| 警察関連支援 《2回》 | 裁判関連支援 《15回》 |
| 病院付添 《3回》 | 自宅訪問 《4回》 |
| 行政窓口等付添支援 《3回》 | 自助グループ 《1回》 |
| その他 《2回》 | |
| ★警察関連支援 《8回》 | |
| ★病院付添支援 《15回》 | |
| ★弁護士事務所付添 《2回》 | |
| ★行政窓口付添 《2回》 | |

定例行事(回数)

- 事業委員会 《6回》
- 事例検討会 《6回》
- 三者ワーキンググループ会議 《5回》
- ★Saveぐんま運営会議 《5回》

主催行事(日付)

- 犯罪被害者支援講座 《11/21,28・12/5》
- 犯罪被害者支援活動員後期養成講座
《7/8,29・8/19・9/2・10/31・11/11・12/5,16》

研修(日付)

- ★SAFER性暴力支援研修 《9/5,6》
- ★SAFER研修 《11/28,29》
- 専門研修 《8/19・9/10・11/11・12/5,16》

会議(日付)

- 県民相談ネットワーク会議 《7/28》
- 被害者支援条例検討委員会 《8/5》
- ストーカー・配偶者暴力対策会議 《12/4》
- 国際ソロプチミスト高崎理事会 《12/9》
- ★性暴力救援センター全国連絡会代表者会議 《11/23》
- ★関東近郊連絡会 《12/12》

その他(日付)

- 女性相談センターフォローアップ 《8/6》
- 警察庁担当官視察 《10/20》

広報・啓発の活動報告

講師派遣

- 刑執行開始時指導 《11回》
- ★子育て支援事業所職員等研修 《12/3》
- ★高崎健康福祉大学講義 《12/15》
- ★榛名女子学園講師派遣 《12/22》

地域・街頭啓発活動

- いのちのメッセージ展わたらせ分校 《10/10~11/15》
- 前橋市役所広報啓発 《11/9~11/11》
- 大泉町広報啓発 《11/16~11/20》
- 人権フェスティバル 《12/1,2》



行事報告

令和2年度 犯罪被害者支援講座を実施しました

2020.11.21(土)・28(土)・12.5(土)
全4回(レポート課題含む)

11月21日(土)、28日(土)、12月5日(土)、及びレポート課題の全4回の日程で、群馬県とすてっぷぐんま共催の「令和2年度犯罪被害者支援講座」を開催しました。

この講座は、犯罪被害者支援の意義や必要性を知っていただくとともに、被害者支援の実際や被害者の実情について理解を深めていただくことを目的とした講座です。

今回は、新型コロナウイルス感染を予防するため、ぐんま男女共同参画センター大研修室を会場として、検温、手指消毒を徹底し、受講者同士の距離を取る等の対応を行いながらの実施となりました。コロナ禍という今まで経験したことのない状況下での開催でしたが、県内各地から18名の皆さまに参加をいただきました。大泉町で県内初となる犯罪被害者等支援条例が制定され、群馬県においても令和3年4月施行に向けて県条例の検討が進む中、犯罪被害者支援に対する

関心が高まってきていると感じました。

講座は、弁護士や臨床心理士、警察本部や検察庁、女性相談所、児童相談所等の専門機関、専門職の方々のほか、犯罪被害者遺族の方をお招きして講義をしていただきました。参加された皆さまは熱心に講義を受け、また積極的に質問していただき、充実した講座となりました。

講座を修了し希望される方には、すてっぷぐんまのボランティアとして犯罪被害者支援に関する広報活動等にご協力をいただくこととなります。多くの方々にボランティア登録をしていただき一緒に活動をしていきたいと願っています。また、今回は犯罪被害者支援活動と関連のある機関の方々も多く受講されていました。今後、それぞれの分野で被害者支援についての理解が一層進むとともに、すてっぷぐんまとの連携がさらに深まることを期待しています。

トピックス

大泉町で犯罪被害者等支援条例が制定されました

群馬県内初となる「犯罪被害者等支援条例」が、令和2年(2020年)6月、大泉町で制定されました。

この条例は、**犯罪被害者等の被害の回復と軽減を図り、だれもが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して制定されたものです。**

犯罪の被害にあった人たちが必要とする施策を総合的に推進するため、「基本理念」、「町の責務」、「町民および事業者の役割」、「犯罪被害者等への支援」、「民間支援団体への支援」などが条例に盛り込まれています。

また、大泉町では、条例制定を受けて警察との情報共有で円滑な対応を図るため、大泉警察署と「犯罪被害者等支援における連携と協力に関する協定」を結んでいます。

大泉町犯罪被害者等支援条例の主な内容

基本理念

- ・犯罪被害者等の支援は、被害の状況や生活への影響などに応じ、適切に途切れることなく行う
- ・犯罪被害者等の支援は、二次的被害の防止に配慮して行う

町の責務

- ・関係機関等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施する

町民および事業者の役割

- ・犯罪被害者等の名誉および生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう配慮する
- ・犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、協力するよう努める

犯罪被害者等への支援

◆相談および情報の提供

総合的な相談窓口を開設し、犯罪の被害にあった人た

ちが抱えるさまざまな問題について相談に応じるとともに、必要な情報の提供や助言、関係機関等との連絡調整を行う

◆住居確保の支援

犯罪の被害にあったことで、従前の住居に住むことが難しくなった場合、町営住宅への入居等の配慮を行う

◆経済的負担の軽減

犯罪の被害による経済的な負担を軽減するため、見舞金(*)を支給する

*見舞金の種類は、次のとおり「遺族見舞金」と「重傷病等見舞金」の2つ

◎遺族見舞金

- ・金額：30万円
- ・対象：犯罪行為により死亡した町民の遺族

◎重傷病等見舞金

- ・金額：10万円
- ・対象：犯罪行為により重傷病を負った町民または性犯罪の被害にあった町民

民間支援団体への支援

犯罪の被害にあった人たちへの支援を行う団体に、情報の提供等、必要な支援を行う

現在、県においても「群馬県犯罪被害者等支援条例(仮称)」の制定に向けて、検討が進められています。私たちにとって犯罪被害は決して他人事ではありません。犯罪の被害にあった人たちに寄り添った支援の促進のため、県内各自治体で支援条例制定の機運が高まることを期待しています。

ホンデリングの申し込み方法が変更になっています

現在、新型コロナの影響で電話申込みを中止しており、Webのみの受付となっております。

Web アクセス方法



パソコンから

全国被害者支援ネットワーク チャリボン

支援先名称→「全国被害者支援ネットワーク」※あらかじめ設定されています。
必要事項を入力後、一番下の【個別コード】に **N04** と入力（すてっぷぐんま専用コード）
※入力がないと、被害者支援センターすてっぷぐんまへ寄付されません。



スマートフォンから

右のQRコードを読み込んでいただき、必要事項をご入力下さい。
支援先名称→「全国被害者支援ネットワーク」※あらかじめ設定されています。
個別コードは既に入力されているので便利です。



📖 1度のご送付につき、**5冊～段ボール3箱まで**となります。

📖 **お送りいただく前に、ご寄付の対象になる本かご確認ください。**

- ・10年以前に出版された本は、一部の専門書を除きお値段がつかない事が多いため、最後のページで出版日をご確認ください。
- ・ISBN(国際標準図書番号)がついていない本は対象外です。
- その他、以下の物も対象外です。

- ・百科事典・コンビニコミック・個人出版の本・マンガ雑誌・一般雑誌
- ・同一タイトル11点以上・シングルCD・投票券等特典付きCD
- ・「児童買春・児童ポルノ禁止法」(関連法令含む)に抵触する恐れのある全ての商品



📖 サイト内の「**お試し査定**」で、書籍のお値段の目安がわかります。

本棚に並んだ本をスマートフォンで撮影するだけで、まとめた査定も簡単に出来ますので、ぜひご利用ください。

「令和2年度 被害者支援講演会」開催を見送りました

毎年すてっぷぐんまの広報事業として開催してまいりました「被害者支援講演会」ですが、本年度も実施に向けて準備を進めてまいりましたが、昨今の新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、誠に残念ながら

ら年度内の開催を見送ることといたしました。

県民のみなさまに犯罪被害者の方々の実情を知っていただく貴重な機会として、来年度は開催に向けて取り組んで参りたいと存じます。

すてっぷぐんま相談電話

相談無料・秘密厳守

犯罪の被害にあわれてお困りの方は
お気軽にお電話ください

☎027-253-9991

月～金 10:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)

群馬県性暴力被害者
サポートセンター

Saveぐんま

相談無料・秘密厳守

性暴力被害者の支援を行っています
ひとりで悩まずに、まずはお電話ください

☎027-329-6125

月～金 9:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)

編集・発行



公益社団法人
被害者支援センター
すてっぷぐんま

〒371-0843

群馬県前橋市新前橋町26-7 ヤマコビル5F

TEL/FAX 027-253-9992

http://www.step-gunma.org

